

マイクロソフト ソフトウェア使用許諾契約書

MICROSOFT .NET COMPACT FRAMEWORK V 2.0

本使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）の条項は、お客様と Microsoft Corporation（またはお客様の居住地によってはその関連会社）との契約を構成します。以下の条項を注意してお読みください。本契約書は、上記のソフトウェアおよびソフトウェアが記録された媒体（以下総称して「本ソフトウェア」といいます）に適用されます。また、本契約書は、マイクロソフトの

- 更新プログラム
- 追加物
- インターネットベースのサービス
- サポート サービス

にも適用されるものとします。

但し、これらのアイテムに別途固有の使用許諾契約がある場合には、当該使用許諾契約が優先して適用されるものとします。

本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本契約書に同意されたものとします。本契約書に同意されない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。

お客様が本契約書に同意される場合、お客様は以下が許諾されます。

1. インストールおよび使用に関する権利

お客様は、実行するために本ソフトウェアを必要とする、正規に許諾されたアプリケーションを実行中のデバイスに、数に制限なく本ソフトウェアのコピーをインストールして使用することができます。

2. 使用許諾の適用範囲

本ソフトウェアは許諾されるものであり、販売されるものではありません。本契約書は、お客様に本ソフトウェアを使用する限定的な権利を付与します。マイクロソフトはその他の権利をすべて留保します。適用される法令により本契約書上明示的に許諾された内容を超える権利が付与される場合を除き、お客様は本契約書で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、本ソフトウェアに組み込まれた使用方法を制限する技術的制限に従うものとします。次の行為は一切禁止されています。

- 本ソフトウェアの技術的な制限を回避する方法で利用すること
- 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすること
- 本契約書で規定された以上の数の本ソフトウェアの複製を作成すること
- 第三者が複製できるように本ソフトウェアを公開すること
- 本ソフトウェアをレンタル、リース、または貸与すること
- 本ソフトウェアまたは本契約書を第三者に譲渡すること
- 本ソフトウェアを商用ホスティング サービスで使用する

3. バックアップの複製

お客様は、本ソフトウェアのバックアップの複製を 1 つ作成することができます。お客様は、本ソフトウェアを再インストールするためにのみ複製を使用することができます。

4. ドキュメント

お客様のコンピュータまたは内部ネットワークに正規にアクセスできる方は、内部的な参照目的に限り、ドキュメントを複製して使用することができます。

5. 輸出規制

本ソフトウェアはアメリカ合衆国および日本国の輸出に関する規制の対象となります。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法（輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制限を含みます）を遵守することに同意されたものとします。詳細については www.microsoft.com/exporting をご参照ください。

6. サポート サービス

本ソフトウェアは現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で提供しているため、マイクロソフトはサポート サービスを提供しない場合があります。

7. 完全な合意

本契約書、その補足条項、および追加物、更新プログラム、インターネットベース サービス、ならびにサポート サービスに関する条件は、本ソフトウェアおよびサポート サービスについてのお客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意です。

8. 準拠法

- a. 日本 お客様が本ソフトウェアを日本国内で入手された場合、本契約書は日本法に準拠するものとします。
- b. 米国 お客様が本ソフトウェアをアメリカ合衆国内で入手された場合、抵触法に関わらず、本契約書の解釈および契約違反への主張は、アメリカ合衆国ワシントン州法に準拠するものとします。消費者保護法、公正取引法、および違法行為を含みますがこれに限定されない他の主張については、お客様が所在する地域の法律に準拠します。
- c. 日本及び米国以外 お客様が本ソフトウェアを日本国及びアメリカ合衆国以外の国で入手された場合、本契約書は適用される地域法に準拠するものとします。

9. 法的効力

本契約書は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、国によっては、本契約書の定めにかかわらず、本契約書と異なる権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得された第三者に関する権利を有する場合があります。本契約書は、お客様の国が権利を拡大しない場合、それらの権利を変更しないものとします。

10. 免責

本ソフトウェアは "現状のまま" ライセンス供与されます。お客様は、その使用に関するリスクを負うものとします。他の明示的な保証は規定しません。本契約書が変更できないお客様の地域の法令による追加の消費者の権利が存在する場合があります。法律上許容される最大限において、黙示の保証（商品性、特定目的に対する適合性、非侵害性を含みますがこれらに限定されません）については一切責任を負いません。

11. 救済手段および責任の制限および除外

マイクロソフトおよびその供給者の責任は、700 円を上限とする直接損害に限定されます。その他の損害（派生的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、または付随的損害を含みますがこれらに限定されません）に関しては、一切責任を負いません。

この制限は、以下に適用されるものとします。

- 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ（コードを含みます）または第三者のプログラムに関連した事項
- 契約違反、保証違反、無過失責任、または不法行為（適用法で許可されている範囲において）

マイクロソフトがこのような損害の可能性について知らされていた場合も、この制限は適用されます。上記の制限または除外は、一部の国では付随的、派生的、およびその他の損害の免責、または責任の制限を認めないため、適用されない場合があります。

